



長野県報

4月17日(木)
平成20年
(2008年)
第1957号

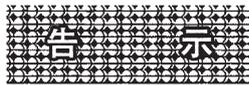
目次

告示

理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（食品・生活衛生課）	2
保安林予定森林（森林づくり推進課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認（農村振興課）	4
林業技術者養成講習の実施（信州の木振興課）	5
建設業法に基づく処分（建設政策課）	5
土地改良区連合役員の就任の届出（農地整備課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	7
一般競争入札（議事課）	7
一般競争入札（教育総務課）	8
一般競争入札（教学指導課）	8



長野県告示第293号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 金田 一郎
東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 講習会の開催日
平成20年9月8日(月)、9月9日(火)、9月29日(月)
- 3 講習会場の名称及び所在地
長野県松本勤労者福祉センター
松本市中央4丁目7番26号
- 4 受講料
1万4,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第294号

次の森林を保安林予定森林としましたので森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項規定により告示します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林の所在場所
中野市大字間山字大久保1653のロの1、1654、1655、1660の1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第295号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯山市大字照岡字猿藪1409の1から1409の5まで、1409の7、1409の8、1409の11から1409の13まで、1409の15、1409の31、1409の40、字行清水1413の1・1413の3・1413の5（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、1413の2、1413の4、字大道1415の2・1415の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1415の4から1415の10まで、1415の12、1415の20、1415の21、1415の50、字大平1416、字中島頭1417の1・1417の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1417の5から1417の7まで、1417の11、1417の13、1417の19、1417の21、1417の73、字下ノ島1655の1（次の図に示す部分に限る。）、1655の2から1655の6まで、1655の9、1655の21、1655の28、1655の52、1655の87、1655の88、1655の104、1655の106、1655の121、1655の122、1655の328、1655の428、字下の島1655の110、1655の323、1655の325、1655の327
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第296号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町大字小川1618の6、1618の9から1618の12まで、1618の15、1620の4から1620の6まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第297号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町本郷2425の2・2426の2・2427の2・飯島903の27（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第298号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市追手町二丁目636の14から636の16まで・641の11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年5月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈川野麦高根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市奈川720番の8地先から 松本市奈川471番の11地先まで	旧	5.0~12.0 m	0.7900 km
同 上	新	7.0~16.0	0.7900

道路管理課

長野県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年5月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月17日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字穴田字関口3275番の1地先から 中野市大字穴田字関口3208番の4地先まで	旧	13.0~23.0 m	0.0600 km
中野市大字穴田字橋場3番の1地先から 中野市大字穴田字関口3208番の4地先まで	新	12.0~65.0	0.9750

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 南永江替佐停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字穴田字橋場5番の7地先から 中野市大字穴田字日向3759番の2地先まで	旧	11.0~40.0 m	0.1555 km
中野市大字穴田字橋場5番の7地先から 中野市大字穴田字橋場5番の3地先まで	新	11.0~40.0	0.1555
		11.0~35.0	0.1350

道路管理課

長野県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年5月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 路 線 名 奈川野麦高根線
- (2) 供用を開始する区間（延長790.0メートル）
松本市奈川720番の8地先から
松本市奈川471番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年4月17日
- 2 (1) 路 線 名 原洗馬停車場線
- (2) 供用を開始する区間（延長58.6メートル）
塩尻市大字広丘字吉田1005番の8地先から
塩尻市大字広丘字吉田1004番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年4月17日
- 3 (1) 路 線 名 158号
- (2) 供用を開始する区間（延長500.0メートル）
松本市安曇4460番の26地先から
松本市安曇4460番の25地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年4月20日

道路管理課

長野県人事委員会告示第2号

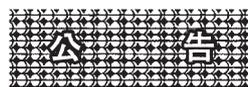
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成20年4月17日以降に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成20年4月17日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

表の長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）の項、長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）の項、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）の項、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験の項及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の項中「身体検査及び資格調査の結果」を「資格調査の結果」に改める。

人事委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 I T 初心者支援ネット松本
- 3 代表者の氏名
酒 井 和 彦
- 4 主たる事務所の所在地
松本市出川町18番2-701号グランシティ南松本
- 5 定款に記載された目的

この法人は、豊富な経験を有する会員相互の協力により、地域住民のパソコン含む I T 機器の知識・技能の向上を図り、地域住民の生活の利便性の向上に関する事業を行い、もって地域の福祉、社会教育、及び市民生活において市民がパソコンを含む I T 機器の利便性を享受できるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課 N P O 活動推進室

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成20年4月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 農地保有合理化法人名
財団法人長野県農業開発公社
- 2 事業の種類
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農村振興課